

環境影響評価審査会風力発電所部会議事録

- 1 日時：平成 20 年 5 月 9 日（金）14:00～16:00
- 2 場所：淡路夢舞台国際会議場 3 階 301 会議室
- 3 議題：淡路北部風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：北村部会長、朝日委員、澤木委員、田中眞吾委員、辻委員、山口会長
- 5 事務局：環境管理局長
環境影響評価室長他室員 3 名
- 6 関係部局：景観形成室、自然環境課、大気課、水質課、淡路県民局
- 7 事業者：関電エネルギー開発（株）
- 8 関係市：淡路市
- 9 配布資料
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿（資料 1）
 - ・配席図（資料 2）
 - ・環境影響評価準備書の審査について（諮問）写し（資料 3）
 - ・淡路北部風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書（資料 4）
 - ・環境影響評価に関する条例の手の流れ（淡路北部風力発電事業（仮称））（資料 5）
 - ・貴重な種の確認位置図等（資料 6）
- 10 諮問
淡路北部風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書の審査について諮問
- 11 議事概要
事業者が資料 4 にて説明。
〔質疑〕
（委員）p5-1-7 の No 1 地点の夜間の総合騒音レベルは 45dB とある。これは環境基準値と同じ値で、到達騒音レベルの 44dB が効いている。誤差が生じれば基準を超えることになるが、p1-10 に記載されている定格風速 12.0m/s あるいは出力 2000kW といった数値に基づいて、平均風速で計算した予測値の精度についてはどう考えているのか。
（事業者）精度をどう確認するのだが、風車メーカーは自らも実験計測して、その基本設計機器のスペックを満足するしきい値以下の製品としてしか出さないとメーカーは保証している。また、メーカーは第三者認証機関の認証を取得しており、当方としては、それを信用している。
（委員）平均風速ではなく、風速毎に騒音レベルを計算し、それらを合成して予測値とするべきではないか。
（事業者）風速毎に予測しても、風速に伴って暗騒音レベルのエネルギーが大きくなるため、総合騒音レベルは暗騒音レベルに近づくことになる。環境基準は風速毎に定められているものではない。機械の影響が一番象徴的に捉えられるであろうと考え、平均風速時について予測を行った。
（委員）p1-8 で、工事用車両輸送路について示されているが、既成の道路で輸送できるのか、それとも拡幅が必要なのか。

- (事業者) 海側を走る国道及び県道については、拡幅は不要である。県道から分かれる市道と農道で拡幅が必要になるところが一部ある。
- (委員) p1-2 の発電所の規模が 12 基、24000kW となった理由について教えてほしい。12 基のうち 2 基だけ離れているので、電線路だけでも設備投資が必要になってくると思うが。
- (事業者) 景観等に配慮して場所選定を行った結果である。
- (委員) p2-69 を見ると、農用地と事業実施区域がかなり重なっているが、この農用地の現況はどうか。
- (事業者) 12 基のうち 8 基が農地に建てられる予定で、8 基のうち 6 基が遊休農地、2 基が採草地となっている。
- (委員) 発電設備周辺での農業、あるいは人が立ち入ることについて、安全性の確保に関しての問題はないのか。
- (事業者) 淡路市の農業振興計画の中の一環として風力発電設備を誘致しておられるので、農業には影響がないとご了解いただいている。
- (委員) 風速が小さなところも選ばなければならなかったということだが、事業実施区域の平均風速及び最大風速はいくらか。
- (事業者) 平成 15 年から 2 年間測定を行ったが、高さ 30m で平均風速は 6 m/ s 弱である。一般的には風力発電には 6 m/s 以上の風速が必要と言われており、それよりも若干下回っている。p2-1 に示しているとおり、淡路市郡家における気象データによると、最大風速で 18m/ s となっている。
- (委員) 既に稼動している同機種の風力発電設備について、どれだけの風でどれだけの騒音が発生するのかを調査して確認することはできないのか。元々静かな場所に騒音発生源ができると基準以下でも苦情が発生することがあるので、考慮しておくべきである。
- (事業者) 確認しておく。また、風車ができた後も継続して測定を行い、地域住民に説明させていただきたいと考えている。
- (委員) p5-4-24 で、定期巡視点検を利用してバードストライクの有無を確認するとあるが、この定期巡視点検はどのような形で行われるのか。また、どの程度の頻度で行われるのか。
- (事業者) 設備の保安と環境への影響を含め、現地を見る定期巡視点検は月 1 回。設備の保安については 6 ヶ月あるいは 1 年に 1 回の定期点検を行うことを考えている。
- (委員) 巡視調査によるデータを積み重ねておいてほしい。
- (事業者) そのあたりを十分理解した上でデータを積み重ねていきたい。また、必要に応じて専門家に情報提供し、ご指導を仰ぎたい。
- (委員) データについて、県に報告する条例上の規定はあるのか。
- (事務局) 事業者は、工事着手後、事後監視調査計画に基づき、事後監視調査を実施、結果について県に報告することが条例に規定されている。
- (委員) 景観園芸学校の側の城の瀬山に展望台があるという記述されているが、これは p5-7-6 の予測のための眺望点から外れている。ここはあまり多くの人を訪れないところで、眺望点としては重要でないということか。

- (事業者) 訪れる人の数が少ないので、予測のための眺望点には選んでない。
- (委員) 日仏友好モニュメントの設置計画があったと思うが、それも含めて景観について評価すべきではないか。また、その他に県、淡路市の計画で、将来多くの人が訪れるような展望地点として計画しているものが周辺にあれば、それも考慮に入れて景観について評価すべきではないか。
- (委員) 県下でビオトーププランを作っていると思うので、それとの整合をとっておいた方がよいのでは。
- (委員) 景観についての評価を見ると、景観資源になるという記載と、あまり影響がないという記載があり、統一性がなく、どう考えればよいのか。
- (委員) 遠景については、視認しがたいので影響は少ないと思われる。近景、中景については、風車の形、配列等をどう評価するかが議論となり、賛否両論が出てくるだろう。
- (委員) 地図に等高線が描かれているが非常に見にくい。風車の位置がすべて平面図であるが、陰影図等立体的な図なら周辺と風車に位置との関係が分かるので、そういった図があればよかったが。
- (委員) タカ類の飛行高度はどのようにして測ったのか。
- (事業者) 目視によるものである。

以上